平成２７年（フ）第７２６号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　１番館606号
債務者　山本　　芳
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５９号
神戸市灘区宮山町２丁目４番４号五光マンション２－Ｂ
債務者　村井　明美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６２号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目１番20号　甲南レジデンス402号、従前の住所神戸市中央区八雲通１丁目１番４－401号
債務者　崎元　正司
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
大分県日田市大字三和908番地３　市営住宅Ｄ－14
債務者　江藤　廣子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第４６２号
北九州市門司区恒見町32番１号
債務者　釜　　誠二
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４６３号
北九州市門司区恒見町32番１号
債務者　釜　　祐子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２３号
北九州市小倉北区弁天町９番６号
債務者　緒方　博幸
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１８号
青森県弘前市大字南富田町23番地10　竹内貸家２号、申立て時の住所青森県弘前市大字富田２丁目７番地２　中村アパート５号
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５１９号
熊本市北区楠８丁目10番26－２号
債務者　岸川　桂子（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2615番地17　３－１－３、前住所佐賀県杵島郡江北町大字惣領分1907番地１　アクアグリーン江北102
債務者　長友千代子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８９０４号
東京都板橋区赤塚３丁目29―27―106
債務者　藤井　義高
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９２９号
東京都葛飾区柴又５－40―15コンフォール２番館103
債務者　佐藤　静子（旧姓栗本）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９５９号
東京都葛飾区金町５丁目23―11―1201
債務者　矢澤　明治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８１号
東京都世田谷区大原２丁目13―10―201
債務者　井川　裕美（旧姓大河内）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８３号
東京都府中市多磨町１丁目27―１―102
債務者　眞鍋　誠志
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９００３号
東京都新宿区上落合２丁目８－９－102
債務者　佐藤　義巳
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部